



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

875 消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(危機管理・消防課) 1
876 令和5年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課) 2
877 保安林の指定の解除	(森林整備課) 4
878 保安林の指定施業要件変更予定	(〃) 4
879 〃	(〃) 4
880 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃) 5

告 示

和歌山県告示第875号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び場所

講習区分	講 習 日	講習時間	講 習 场 所	
			会 場 名	所 在 地
警報設備	令和5年10月11日	午前9時30分から 午後4時50分まで	和歌山県勤労福祉会館（プラザホーブ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
同上	令和5年10月12日	同上	同上	同上
消火設備	令和5年10月13日	同上	同上	同上
避難設備 ・消火器	令和5年10月26日	同上	同上	同上
同上	令和5年10月27日	同上	同上	同上
警報設備	令和5年11月14日	同上	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和5年8月28日（月）から同年9月1日（金）までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

6 講習科目及び時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2274

和歌山県告示第876号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
令和5年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託
- (2) 契約期間
契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和5年7月25日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）
- エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目
- オ 役員等に関する調書
- カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- キ 誓約書
- ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料
- ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

- (2) (1) のア、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年7月25日（火）から同年8月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年8月4日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 令和5年7月25日（火）から同年8月10日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和5年8月10日（木）午後1時までに、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和5年8月17日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第877号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町二色字炭床78の2・78の3・78の5から78の7まで・79の2・80から83まで・83の1・字牛市688・689・689の1・690の1・690の2・692・692の2から692の5まで（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第878号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第879号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第880号

令和5年和歌山県告示第802号（以下「告示第802号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を北山村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年7月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

倉屋多津代

西眞徳

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第802号のとおり